日本共産党

森本ふみお

後援会ニュース



2014年 5月20日 No134 日本共産党森本ふみお後援会事務所井原市木之子町2721-23

TEL62-6061 FAX62-6081

井原市議会6月定例会は、6月9に開会します。質問を予定している議員は、6月3日の午前10時までに質問の概要を議長あてに提出することになっています。森本議員は、6月議会でも質問することにしており、連続101回目の質問になります。いまのところ下記の質問をしようと考えています。

- 1. パルスオキシメーター(経皮的動脈血酸素飽和度測定器)の購入者に対する測定器 購入金額の一部を補助するための条件を、現在の「人工呼吸器使用者」という条件 の部分を削除し、笠岡市並の「呼吸器機能障がい者」という内容に条件緩和しては どうですか。
- 3. 芳井生涯学習センターのホールの座席に「席番プレート」を取り付けてはどうですか。
- 4. 市内外の方に井原市の良さをより深く理解してもらい、観光客の増加を期待し、ご当地検定「井原検定」の創設を考えてはどうですか。
- 5. 要介護者・身障者のみ世帯の方で、ゴミ集積所までゴミを持ち出すことが困難な世帯に、倉敷市のように、自宅を訪問してこれに対応するなど、市として特別の手だてを講じ、安心して日常生活が送れるように条件整備をしてはどうですか。
- 6. 各地で街路樹が突然倒れ負傷者が出るという事案が発生しています。井原市内の幹線道路や人通りの多い場所で比較的大きい街路樹はこのような心配はありませんか。

井原市政に対するご意見・ご要望をお寄せください

井原市議会平成26年6月定例会の開会予定日は6月9日(月)です。皆様の井原市政に対するご意見・ご要望をお近くの党員か下記の電話・FAXにお気軽にお寄せください。皆様のご意見・ご要望が1つでも多く実現するよう、引き続き奮闘したいと考えています。

日本共産党後援会事務所 TEL62-6200 FAX 62-6209 森本ふみお宅 TEL62-6061 FAX 62-6081

この「後援会ニュース」は、森本ふみお市議の ブログ (http://m.okajcp.com) でも見ることができます。

周りの人に「日本共産党森本ふみお後援会」への入会をお勧めください。

日本共産党はこう考えます

しんぶん<mark>赤旗</mark> 5月16日付 「主張」より

集団的自衛権行使 歴史逆行の危険な野望許さず

安倍晋三首相は15日、日本が武力攻撃を受けていないのに他国のために武力攻撃をする集団的自衛権の行使を禁じた現行憲法解釈の見直しを含め、法整備の検討に入ることを正式に表明しました。「憲法9条抹殺」の勧めともいうべき首相の「有識者」懇談会(安保法制懇)の報告書を受けての表明です。日本を「海外で戦争する国」につくり変えようという、歴史逆行の危険な暴走です。

悪質な「限定容認」論

安保法制懇報告書には、憲法9条の下でも集団的自衛権の行使や軍事制裁を目的にした多国籍軍への参加が全面的に可能だという提言が盛り込まれました。首相は、9条をあって亡きものにする提言への国民の強い批判を意識し、「採用できない」と述べざるを得ませんでした。一方で、「限定的に集団的自衛権を行使することは許される」という提言については検討を加速する姿勢を示しました。

集団的自衛権行使の「限定的容認」だからといって、事の重大さはまったく減じません。

歴代内閣は、海外での武力行使である集団的自衛権の行使はどんな条件を付けても憲法解釈の変更で認めることはできないという立場をとってきました。

米国のアフガニスタン戦争やイラク戦争に際し自衛隊派兵を強行した小泉純一郎首相でさえ、集団 的自衛権と憲法の関係について「解釈変更の手段が便宜的、意図的に用いられるならば、…政府の憲

法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれることが 懸念される」「憲法について見解が対立する問題があれば、便宜的な解釈の 変更によるものではなく、正面から憲法改正を議論することにより解決を図 ろうとするのが筋」だと表明していました。(2004年2月27日、参院 本会議)



断で憲法解釈を変え、集団的自衛権の行使容認に踏み込もうとするのは、立憲主義の乱暴な否定です。

安保法制懇報告書は、日本への武力攻撃に対する個別的自衛権だけではなく、集団的自衛権の行使 も「必要最小限度」の「自衛のための措置」に含まれるとし、「限定的」に認めることが可能である かのように述べています。これは、憲法9条の下で「自衛のための措置」は「必要最小限度の範囲に とどまるべき」だという従来の政府解釈を極めて恣意(しい)的にゆがめ、悪用したものです。しか し、政府が説明しているように、「必要最小限度の範囲」とは日本への武力攻撃を排除する場合に限 られるという意味であり、集団的自衛権の行使が含まれ得ないのは自明です。

拡大解釈自由に可能

報告書は、「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある」ことを集団的自衛権の発動要件にしました。しかし、その判断基準は、「日米同盟の信頼が著しく傷つきその抑止力が大きく損なわれうる」などと抽象的です。

時の政権の判断で拡大解釈が可能であり、際限なく海外での武力行使に道を開くことになります。安倍首相の危険な野望に対し大きく広がりつつある反対世論をさらに強める運動が急がれます。